

「消費税軽減税率」対策補助金について

平成 29 年 4 月より導入が予定されている消費税の軽減税率制度への対応が必要な中小企業や小規模事業者に対し、複数税率対応のレジの導入や受発注システムの改修等を行うにあたり、その経費の一部を補助する制度があります。

平成 28 年度の税制改正関連法案の成立後より平成 29 年 3 月 31 日までに導入又は改修等が完了したものが対象となります。

補助金の申請にあたり、複数税率対応として下記の 2 つの申請類型があります。

1. 複数税率対応レジの導入等支援 (A 型)

レジの種類や複数税率への対応方法により 4 種類の申請方式があります。

① レジ導入型 (A-1 型)

複数税率対応の機能を有する POS 機能のないレジを導入する場合

② レジ改修型 (A-2 型)

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合

③ モバイル POS レジシステム (A-3 型)

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを、タブレット・パソコン等を用いて利用し、レシートプリンターを含む付属機器を組み合わせることで新たに導入する場合

④ POS レジシステム (A-4 型)

POS レジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合

上記の申請による補助額は、**レジ 1 台あたり 20 万円が上限**となります。

また、複数台数の申請については**1 事業者につき 200 万円が上限**となります。

導入費に対する補助率は 2 / 3 ですが、導入機器の種類ごとに補助率が変わります。

申請は、販売店等による代理申請が可能です。

2. 受発注システムの改修等支援 (B 型)

取引先間で電子的な受発注システムを利用している事業者のうち、電子的受発注に必須となる発注管理機能や受注管理機能を複数税率対応に伴い必要となる改修・入替が補助対象となります。

上記の申請による補助額は、**①小売事業者の発注システムの場合 1,000 万円を上限とし、**

②卸売事業者の受注システムの場合 150 万円が上限となります。

導入費に対する補助率は、A 型と同様に 2 / 3 となります。

申請は、原則として指定業者による代理申請制度となります。

改修・入替に着手する前の交付申請と、完了後の実績報告が必要となります。